

令和6年度私立幼稚園等特別支援教育費補助金の概要

1 趣 旨

心身に障害等のある幼児の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園への就園を促進するとともに、私立幼稚園等における特別支援教育の充実と振興を図るため、心身に障害等のある幼児を在園させる私立幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 対象幼児

(1) 5月1日又は10月1日現在で、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する心身障害幼児で、次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けている者

ウ 医学上又は心理学上の診断又は判定により、学校教育法施行令に規定する「障害の程度」と同程度の障害を有すると認められる者

(2) 認定こども園における取扱いについて

①幼稚園型認定こども園

1号認定子ども、2号認定子どもともに補助対象です。

②幼保連携型認定こども園（取扱は令和5年度と同様です）

1号認定子どもは、全園において補助対象です。

2号認定子どもは、以下の園のみ補助対象になります。

平成26年度時点で幼保連携型認定こども園（旧接続型）であり、平成27年度に幼保連携型認定こども園に移行した園（別添5の該当園一覧を御参照ください。）

※ 詳細は別添3・4文科省通知「令和3年度以降の幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）の取り扱いについて」も御参照ください。

この補助金は、「幼稚園等における生活において特別な支援を必要とする障害幼児」が在園する場合に、その「特別支援教育の実施に要する経費」を補助するものです。単に障害等のある園児が在園しているというだけでは対象となりません。

3 事業の概要

(1) 補助対象経費

特別支援教育の実施に要する経費

- (例) ・ 補助教諭や看護師等の雇用経費や担任教諭の特別手当の支給に要する経費
・ 手すりの設置や床の滑り止め等の軽易な修繕費（資産価値の増加や減価償却期間の延長をもたらさない程度のもの）、障害児用のいすやマット等の購入費用
・ 特別支援教育研修会への参加費用や障害児教育用図書の購入費用

(2) 補助単価（園児1人当たりの交付額）

予算の範囲内で交付します。

* 学校法人（対象幼児2人以上在園の幼稚園等、対象幼児1人在園かつ総園児数80人未満の幼稚園等）への補助金は、1/2が国庫補助金です。各都道府県の補助金の合計額が国の予算額を上回った場合、国から県への補助金が減額される可能性があります。

下記はあくまで予定額です。

(参考：令和6年度予定額 予算の都合により補助単価が低くなる可能性があります。)

区分	5月1日及び10月1日現在において在園	5月1日又は10月1日現在において在園
学校法人2人以上在園	784,000円	392,000円
学校法人1人在園（総園児数80人未満）		
(1/2国庫)		

学校法人1人在園（総園児数80人以上）	392,000円	196,000円
非学校法人	392,000円	196,000円

例) 学校法人で3人在園（全員が5月1日及び10月1日在園） 784,000円×3人=2,352,000円

4 主な事務の流れ（予定）

日程	内容	対象
今回	障害幼児調査票の提出依頼	学事課 → 幼稚園等
5～6月	対象となる幼児の保護者へ診断書等の提出依頼	幼稚園等 → 保護者
6月28日	障害幼児調査票（5月1日現在）の提出	幼稚園等 → 学事課
10月	障害幼児調査票（10月1日現在）の提出	幼稚園等 → 学事課
10月15日	診断書等の最終提出期限	幼稚園等 → 学事課 (事前連絡の上、郵送)
12月	補助金額のお知らせ 交付申請書および事業計画書提出	学事課 → 幼稚園等 幼稚園等 → 学事課
3月	①補助金交付決定通知 ②補助金の交付 ③実績報告書の提出 ④補助金の確定通知	①学事課 → 幼稚園等 ②学事課 → 幼稚園等 ③幼稚園等 → 学事課 ④学事課 → 幼稚園等

※ 5月2日～10月1日に入退園した方がいた場合は、事前に学事課に御相談の上、保護者への診断書等の依頼は、随時行ってください(令和6年10月15日(火)最終期限)。

5 保護者の理解促進について

この補助金の申請には、保護者の方の理解と協力が不可欠です。

診断書等の提出を受けるに当たっては、**保護者の方に十分な説明を行っていただき、必ず、補助金申請への同意を得てくださるようお願いいたします。**

6 診断書等の取得について

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、（以下「手帳等」という。）の交付を受けている場合
※通所受給者証は含まれません

改めて診断書を取得していただく必要はありません。手帳等のコピーを提出してください。その際、有効期限や次回判定日の記載がある場合には当該部分が含まれるようコピーしてください。また、手帳等に記載のある内容以外の障害等がある場合には、必要に応じて、診断書も提出してください。

(2) 手帳等の交付を受けていない場合（診断書・判定書を提出する場合）

- ① 医師・心理師等が**診断基準・判定基準**（別紙3-2）に応じ作成した**診断書・判定書**（別紙3）を御提出ください。
- * 診断書・判定書の作成を依頼する際には、診断書・判定書（別紙3）、診断基準・判定基準（別紙3-2）、診断（判定）書作成上の留意事項について（別紙3-3）を受診機関の方にお渡しし、必ず内容を確認いただいでください。
 - * 診断書の様式は、別紙3と同様の事項の記載があれば任意の様式でも可能ですが、その際にも診断基準・判定基準（別紙3-2）の区分と程度を記載して作成いただいでください。
 - * 診断基準・判定基準に基づく医師・心理師等の診断（判定）が必要であるため、診断基準・判定基準の不明確な書類（例 通所受給者証・心理テスト）のみを御提出の場合、補助金交付の対象とはなりませんので、御注意ください。

- ② 上記診断書は、**令和5年11月以降に発行されたもので、コピー可**とします。
- * 本補助金の申請以外の目的で取得した診断書を添付する場合、補助金の申請に使用する旨を保護者に説明し同意を得た上で確認書（別紙5）にご記入いただき、必ず添付してください。
- ③ 令和5年度の補助対象園児で、障害の内容から今年度においても障害が継続していると判断できる場合には、**診断書の提出は不要**です。（この場合にも、今年度も補助金を申請する旨、必ず保護者に説明して同意を得てください。）。
- ④ 診断（判定）を行うのは原則として次の機関とし、診断書等については診断（判定）を行った医師・心理師等又は機関の長の氏名を記載してください。医師・心理師等又は機関の長の押印は任意です。
- なお、判定機関においては、診断書・判定書（別紙3）の「診断書・判定書」の文言を必要に応じて二重線等で訂正していただいても構いません。

診断(判定)機関

- ア 医療機関
- イ 児童相談所 ■ 県：中央(上尾)、南(川口)、川越、所沢、熊谷、越谷、草加
■ さいたま市
- ウ 埼玉県立小児医療センター
- エ その他の心身障害児指導相談機関等
例) 児童発達支援事業所

7 お問い合わせ先

補助金の内容、手続、提出書類等について御不明点がございましたら、お問い合わせください。

重要

最終期限 令和6年10月15日(火)

昨年度に様式を改定した書類がありますので、御提出の際は最新版を御活用ください。